

安全保障理事会決議 1791(2007)

2007年12月19日、安全保障理事会第5809回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議およびブルンジに関する議長声明、とりわけ安保理決議 1719 (2006) を想起し、ブルンジの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、また、平和構築、治安および長期にわたる開発においてブルンジが主体的に取り組む重要性を強調し、

平和および安定を強固にし、および残っている課題、とりわけフツ民族解放党 (Palipehutu-FNL) との和平プロセスを完遂し、民主的に選出された機構および良い統治を強固にし、また武装解除、動員解除および社会復帰を完遂し、人権および法の支配を効果的に保護する治安部隊およびの確保を含む治安部門の改革、に向けてブルンジが為した進展に留意し、

国民統一政府の 2007 年 11 月 14 日の任命を歓迎し、

国際連合システムおよび国際社会に対し、ブルンジにおける平和を強固にすることおよび長期にわたる開発への支持を継続する必要性を強調し、また、この点に関し、「パートナー調整グループ」の設置を歓迎し、

2007 年 12 月 6 日の平和構築委員会のブルンジ展開部の委員長の状況説明に留意し、平和構築のための戦略的枠組のブルンジ政府との完了および監視追跡組織の採択を含む平和構築委員会のブルンジに関する緊密な参加を歓迎し、同様の協調精神でのその履行を期待し、

ブルンジ政府とフツ民族解放党との間でダル・エス・サラームで 2006 年 9 月 7 日に調印された包括的停戦協定の完全な履行を促進するため、地域和平構想の諸国家およびアフリカ連合と協力した南アフリカの促進に向けた努力に敬意を表し、

2007 年 11 月 2 日の、移行期司法制度に関する国民的協議のための三者運営委員会の設置に関する枠組み協定の調印を歓迎し、同委員会の活動の早期開始の重要性を強調し、決議 1606 (2005) に従い、ブルンジ当局および事務総長がこの問題に関して協力し続けることを奨励し、

ブルンジにおける武力紛争の当事者に関連する「子どもと武力紛争に関する」安保理の作業部会の結論 (S/2007/92) を想起し、ブルンジにおける子どもと武力紛争に関する事務総長報告書 (S/2007/686) に留意し、作業部会の結論をフォローアップすることを目的としてそれと協力することをブルンジ政府に求めまた全ての当事者、とりわけ Palipehutu-FNL、に要請し、国際連合諸機関および援助供与国がこれらの取り組みを支援し続けることを奨励し、

女性の権利を保護し促進する、および、その職務権限を通して横断的問題点として安保理決議 1325 (2000) に設定したようなジェンダーへの配慮を考慮する、ならびに安保理への報告を続ける B I N U B の方針を歓迎し、

国際連合ブルンジ統合事務所 (B I N U B) に関する事務総長の第 2 回報告書 (S/2007/682) を審議し、

1. 決議 1719 で設定した B I N U B の職務権限を 2008 年 12 月 31 日まで延長することを決定する。
2. ブルンジの当局および政治勢力に対し、同国における社会調和を促進し、安定および国民的和解を達成することに関する対話における彼らの忍耐強さを称賛し、その対話を継続することを彼らに奨励する。
3. Palipehutu-FNL に対し、遅滞なくか条件なしに、合同検証監視機構 (J V M M) に復帰するこ

とおよびそれに関係する全ての子どもを即時に解放することを促し、包括的停戦協定の両当事者に対し、戦闘行為の再開をもたらす得るいかなる行為も自制することおよび包括的停戦協定の成功裏の履行および和平プロセスの最終段階の結論のための、継続した措置の工程表および明確な時間的枠組に合意することを通して協力の精神で未解決の問題を解決することを求める。

4. 南アフリカ調停、地域平和構想、アフリカ連合およびその他の国際的なパートナーに対し、ブルンジ政府と Palipehutu-FNL との間の和平プロセスの早期締結に向けた支援への努力を強化することを奨励し、事務総長に対し、BINUB を通じて、地域的および国際的パートナーとの十分な協調のうえで、和平プロセスの支援において強固な政治的役割を果たすことを要請する。

5. BINUB と南ア調停に対し、適切な国際的支援のもとで、FNL 不満派と目されている人たちに関する問題を扱う共通の対処方法に関する協議を迅速に行うことを奨励する。

6. ブルンジ政府に対し、平和を強固にする課題、とりわけ民主的統治および司法ならびに治安改革に関する同国の努力を続けることを奨励する。

7. 性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、人権侵害の継続に安保理の深い懸念を表明し、政府に対し、全てのそのような報告を入念に捜査しおよび更なる人権侵害を防止するための必要な措置を講じならびにそのような責任を負う者が訴追されることを確保することを、促す。

8. 事務総長に対し、BINUB の職務権限の履行および 2006 年 6 月 21 日付事務総長報告書の追加文書 (S/2006/429/Add.1) に含まれている達成条件に関する進展に関し安保理に定期的に報告することを継続すること、および統合事務所から初期の開発に焦点を合わせた契約への起こりうる移行に向けた進展を安保理に報告し続けることを要請する。

9. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。